



奨学資金貸付金借用申込書

兼 借用証書

(様式貸付01号)

令和 年 月 日

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり申込みますので、貸付をお願いします。

貸付を受けたうえは、静岡県教職員互助組合の貸付に関する規定を遵守し、この借入金の弁済の履行について一切の責任を負い、これに違反したとき及び退職時に弁済が未完了のときは、一括清算いたします。

なお、退職金が支給される場合、その残高については退職金を充当することに承諾いたします。

組合員 (借受人) 記入欄	所属所コード				組合員番号					
	所属所名				職名					
	フリガナ				加入年月					
	組合員氏名 (自署)				生年月日					
	自宅住所 電話番号				自宅TEL 携帯TEL					
	金融機関コード		支店コード		科目		口座番号		口座名義(カタカナ)	
	送金先		銀行 信用金庫 労働金庫 農協		支店		普通			
	※新規申込		借用期間		令和 年 月 ~ 令和 年 月					
	※新規申込		借用金額		月額		月数		総額(月額×月数)	
			万円		か月		万円			
下記のとおりに、借用金額(月額の増額)・借用期間(延長)を変更します。 ※該当に○印										
① 当初の借用金額(月額)と借用期間										
万円 平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月 (か月)										
② 変更後の借用金額(月額)と変更開始年月からの借用期間										
万円 平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月 (か月)										
奨学者		フリガナ		氏名		続柄				
		氏名		氏名						
		学校名								
借入状況 (※必須)		共済組合での借入状況が(ある・ない)←該当に○印。ありの場合は下記を記入。 毎月の総返済額 [円] ボーナスの返済額 [円] 残高の総額 [円]								
記入 互助 組合 欄合		貸付実行日		貸付番号		調査		受付日		
裁定										

(特記事項)

- 貸付利率は、年利1.00%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利率等により変動する場合には、ことに同意するものとする。
 - 借受人が組合員としての資格を喪失したときは未償還額の全額を一括清算するものとし、互助組合が指定する期日までに清算を行わない場合は、その元金に対して民法で定める割合の遅延損害金を支払うものとする。
- ・各種届出書の提出方法
この届出書は、所属所を経由して提出してください。(静岡県教職員互助組合事業の運営に関する細則第3条、第8条)

奨学資金のご案内

1 奨学資金の概要

(1) 貸付事由等について

貸付事由	申込資格	申込締切日→審査日→送金日	添付書類
組合員本人、組合員の子及び兄弟姉妹の高校、大学の学資資金が必要なとき	加入後1か月以上	28日→1日→毎月5日	入学時…合格通知書又は入学許可書の写し 在学中…在学証明書の写し

(2) 送金額及び送金期間について

学 校	送金額	送金期間
高等学校	月額1万円～5万円	学則に定める最低修学年限以内
大学及びこれに準ずる学校	月額2万円～10万円	
大学院	(1万円単位)	

(3) 返済方法について

- ア 返済は、送金終了月の翌月から開始となります。(組合員本人の給与から控除)
- イ 返済方法は、元利均等償還とし、返済回数は240回(20年)以内とします。
- ウ ボーナス返済を併用してご利用いただけますが、他の貸付を含めて、1口に限りません。
- エ 送金終了後に、返済方法の確認をします。

(4) 貸付額(借入金額)

- ア 貸付額は、送金月額に送金月数を乗じた額となります。
- イ 「収入印紙」は、送金月額に送金月数を乗じた額に応じた額を貼付し、申込みと同じ印で消印をしてください。

2 貸付総額の上限

在会年数1年未満は200万円、1年以上5年未満は300万円、5年以上10年未満は500万円、10年以上900万円を上限とします。(既に利用している貸付金残額を含む。)

3 貸付利率について

貸付利率は、年利1.00%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利等により変動する場合があります。ただし、送金期間中は無利息です。

4 「奨学資金借用申込書兼借用証書」の記入について

- (1) 貸付実行日(送金日)をもって、「金銭借用証書」に代えますので、氏名記入欄は申込人が必ず自署で記入し、押印してください。(スタンプ式の印は不可)
- (2) 給料月額は、教職調整額を含まない額を記入してください。
- (3) 送金先は、組合員本人(借受人)又は奨学者名義の口座に限りません。

5 申込締切日及び送金日について

- (1) 4月、12月、3月の28日締切りはありません。
- (2) 締切日が土・日曜日、祝日の場合は、前日とします。
- (3) 送金日(貸付日)が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

6 注意事項

- (1) 添付書類は、貸付審査において必要と判断した場合は、定められたものの他に書類の提出を求める場合があります。
- (2) 「奨学資金借用申込書兼借用証書」は、弁済が終了した後においても返還いたしません。



[新規申込みの記入例]

奨学資金貸付金借用申込書

兼 借用証書

(様式貸付01号)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり申込みますので、貸付をお願いします。

貸付を受けたうえは、静岡県教職員互助組合の貸付に関する規定を遵守し、この借入金の弁済の履行について一切の責任を負い、これに違反したとき及び退職時に弁済が未完了のときは、一括清算いたします。

なお、退職金が支給される場合、その残高については退職金を充当することに承諾いたします。

所属所コード		組合員番号											
000078900000		00567890											
所属所名	静岡市立駿河小学校										職名	教諭	
フリガナ	ゴジョマル タロウ										加入年月	S H ○ 年 ○ 月 R	
組合員氏名 (自署)	氏 互助丸	名 太郎	印							生年月日	S H ○ 年 ○ 月 ○ 日	給料月額 (本俸)	350,000 円
自宅住所 電話番号	〒 420-0856 静岡市葵区駿府町1-12										自宅TEL	054-354-****	
											携帯TEL	080-254-****	
送金先	金融機関コード	0149	支店コード	111	科目	口座番号		口座名義(カタカナ)					
静岡	銀行 信用金庫 労働金庫 農協	県庁	支店	普通	1234567		ゴジョマル タロウ						
※新規申込	借用期間	令和 ○○ 年 ○○ 月 ~ 令和 ○○ 年 ○○ 月											
※新規申込	借用金額	10 万円	月数	48 か月	総額 (月額×月数)	480 万円							
借用金額等	下記のとおり、送金月額(1万円単位)を記入する。高校1~5万円 大学2~10万円												
① 当初の借用金額(月額)と借用期間	万円		平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月 (か月)										
② 変更後の借用金額(月額)と変更開始年月からの借用期間	万円		平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月 (か月)										
奨学者	フリガナ											続柄	
	氏名	氏	名										
	学校名												
借入状況 (※必須)	共済組合での借入状況が(あ・ない)←該当に○印。ありの場合は下記を記入。												
	毎月の総返済額	[17,232 円]	ボーナスの返済額	[103,326 円]	残高の総額	[1,014,779 円]							
記入欄	貸付実行日	貸付番号			調査	受付日							
裁定													

(特記事項)

- 貸付利率は、年利1.00%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利率等により変動する可能性があることに同意するものとする。
 - 借受人が組合員としての資格を喪失したときは未償還額の全額を一括清算するものとし、互助組合が指定する期日までに清算を行わない場合は、その元金に対して民法で定める割合の遅延損害金を支払うものとする。
- ・各種届出書の提出方法
この届出書は、所属所を経由して提出してください。(静岡県教職員互助組合事業の運営に関する細則第3条、第8条)



[借入金額 (月額) 変更の記入例]

奨学資金貸付金借用申込書

兼 借用証書

(様式貸付01号)

令和 〇年 〇月 〇日

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり申込みますので、貸付をお願いします。

貸付を受けたうえは、静岡県教職員互助組合の貸付に関する規定を遵守し、この借入金の弁済の履行について一切の責任を負い、これに違反したとき及び退職時に弁済が未完了のときは、一括清算いたします。

なお、退職金が支給される場合、その残高については退職金を充当することに承諾いたします。

所属所コード		組合員番号											
000078900000		00567890											
所属所名	静岡市立駿河小学校										職名	教諭	
フリガナ	ゴジョマル タロウ										加入年月	S H R 〇年 〇月	
組合員氏名 (自署)	氏 互助丸			名 太郎							生年月日	S H 〇年 〇月 〇日	
自宅住所電話番号	〒 420-0856 静岡市葵区駿府町1-12										給料月額 (本俸)	350,000 円	
金融機関コード	0149		支店コード	111		科目	口座番号			口座名義 (カタカナ)			
送金先	静岡 銀行 信用金庫 労働金庫 農協		県庁 支店		普通		1234567			ゴジョマル タロウ			
※新規申込	借用期間		令和 〇〇年 〇〇月 ~ 令和 〇〇年 〇〇月										
※新規申込	借用金額		10 万円		48 か月		総額 (月額×月数) 480 万円						
借入金額等	下記のとおり、 <u>借入金額(月額の増額)</u> ・借用期間(延長) を変更します。 ※該当に〇印												
① 当初の 借入金額(月額) と 借用期間	5 万円		平成・令和 〇年 4月 ~ 令和 △年 3月 (24か月)										
② 変更後の 借入金額(月額) と 変更開始年月からの借用期間	10 万円		平成・令和 △年 4月 ~ 令和 □年 3月 (24か月)										
奨学者	フリガナ			変更前までの期間について記入してください									
	氏名			氏名 柄									
	学			変更後の期間について記入してください。									
借入状況 (※必須)	共済組合での借入状況が(<u>あ</u> ・ ない) ←該当に〇印。ありの場合は下記を記入。 毎月の総返済額 [17,232 円] ボーナスの返済額 [103,326 円] 残高の総額 [1,014,779 円]												
記入欄	貸付実行日		貸付番号			調査		受付日					
裁定													

(特記事項)

- 貸付利率は、年利1.00%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利率等により変動する可能性があることに同意するものとする。
 - 借受人が組合員としての資格を喪失したときは未償還額の全額を一括清算するものとし、互助組合が指定する期日までに清算を行わない場合は、その元金に対して民法で定める割合の遅延損害金を支払うものとする。
- ・各種届出書の提出方法
この届出書は、所属所を経由して提出してください。(静岡県教職員互助組合事業の運営に関する細則第3条、第8条)